

賠償責任を負う額について【施行令第173条の4】

市長や職員等の職責その他の事情を考慮して地方自治法施行令に定められた基準を参酌し、最低額以上で損害賠償責任の限度額を定めることとされている。

$$\text{免責額} = \text{賠償の責任を負う額} - \text{条例で定める額}$$

(損害賠償責任の限度額)

$$\text{条例で定める額} = \text{基準給与年額 (給与の1年分)} \times \text{乗数}$$

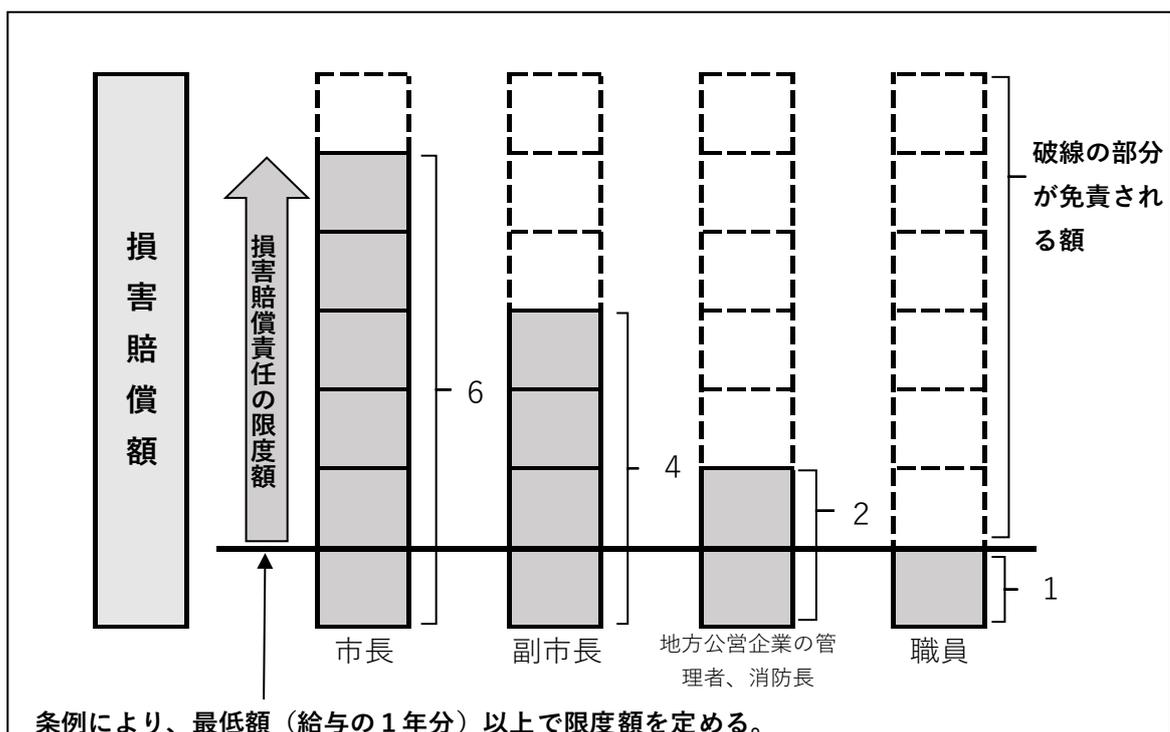
(損害賠償責任の限度額)

※1 給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額

※2 職責に応じて1倍から6倍で設定

【参酌基準（施行令第173条の4）】

職区分	乗数
地方公共団体の長	6
副市長、教育長、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員	4
公平委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、公営企業の管理者	2
地方公共団体の職員	1



(参考) 条例適用のフロー

